

第 2 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第2回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子

会議日時 令和5年11月28日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1		会期の決定
日程第2		書記及び議事録署名委員の指名
日程第3	報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号	農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信 君
2番	菊地 久寿君	3番	金野たか子君
4番	及川 和子君	5番	細谷 知成君
6番	鈴木 力男君	8番	近江カズ子君
9番	中村 亨 君		

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	鈴木のり子君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 学 君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	中嶋 敬治君		
[三陸町地区]	綾里地域	根内 孝 君	綾里地域	古内 文人君
	越喜来地域	及川 孝子君		

遅刻者（0名）

欠席者（1名） 7番 及川 建則君

早退者（0名）

事務局出席者

局長 小松 哲 君
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、これより第2回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新体制になって2回目の総会でございます。今年は異常なほどの暑さで、皆様方におかれましては大変な時期だったと思います。これからは寒さが厳しくなり、インフルエンザ、コロナウイルスとまだまだ注意しなければならない気がいたします。体調には十分注意して活動してほしいと思います。

さて、去る11月9日、盛岡市で令和5年度岩手県農業委員会大会で東京大学の先生の特別講演がありました。「世界で最初に飢えるのは日本」と日本の食糧危機への対応を訴え続けている第一人者です。その先生はテレ朝のモーニングショーに度々出演して、そのことについて話しているとのことでした。要は「国の下で農民は国の宝である」と言っておられました。国の宝である農業を支え守るのは農業委員、推進委員の役割等に、更には食を守ることもつながります。地域農業の発展に貢献するために農家の声を聞きながら活動していきたいと聞きました。

報告かたがた簡単ではありますが、あいさつといたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名全員であります。

欠席の通告のあった農業委員は、7番、及川建則農業委員の1名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第37回総会以降の経過報告です。10月27日総会后、大船渡市農業委員会役員会を開催しております。10月31日から11月1日まで令和5年度岩手県都市農業委員会会長会優良先進地視察研修会に前藤原会長が参加しております。11月2日、令和5年度大船渡市市政功労者表彰式に前藤原会長が出席しております。11月6日、令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会にWebで9名の委員等が参加しております。11月7日、北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会は欠席しております。11月9日、一般社団法人岩手県農業会議農業委員会大会、引き続き11月10日、大船渡市農業委員会親交会特別研修を実施しております。参加委員は退任委員等を含めた9名でございます。11月20日、大船渡市農業委員会委員辞令書交付式、第1回大船渡市農業委員会総会、大船渡市農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱状交付式、大船渡市農業委員会研修会を開催し、新体制でのスタートをしております。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。11月29日、全国農業者年金連絡協議会・一般社団法人全国農業会議所農業者年金加入推進セミナー及び一般社団法人岩手県農業会

議本県選出国會議員への政策要請、引き続き 11 月 30 日、一般社団法人全国農業会議所令和 5 年度全国農業委員会会長代表者集會に中村会長職務代理者が参加予定でございます。12 月 8 日、地域計画策定日頃市地区第 1 回座談會に地元委員等が参加予定でございます。12 月 17 日、令和 5 年度気仙地方就農相談會に熊谷会長、中村会長職務代理者が参加予定です。12 月 19 日、農業者経営セミナーに参加予定です。日程表に記載はありませんが、12 月 20 日の市広報に委員等就任についての記事を掲載予定でございます。第 3 回總會は 12 月 27 日に開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願ひます。

私からは以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の會議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) お諮りいたします。本總會の會期は本日 1 日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。

よって、本總會の會期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第 2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。

それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員は、3 番、金野たか子農業委員、4 番、及川和子農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第 3、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書 2 ページをお開きください。報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号 1、登記簿地目は田及び畑、現況地目は田、畑、雑種地及び原野となっております。面積は計 4,384 m²。権利を取得した事由は相続。郵送による届出のため 11 月 1 日が届出日、11 月 6 日が受理日となっております。

続きまして 3 ページ目をお開きください。番号 2、登記簿及び現況の地目はいずれも畑となっております。面積は計 1,468 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付

は10月16日となっております。

4ページにお進みください。番号3、登記簿地目は田及び畑、現況地目は畑及び宅地となっております。面積は計5,170㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月8日となっております。

次に5ページ目になります。番号4、登記簿及び現況の地目はいずれも畑となっております。面積は3,722㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月31日となっております。

以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書6ページになります。議案第1号、農地法第4条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記簿地目、現況地目、いずれも畑、農振区分は農振外にある土地でありまして、面積は1,158㎡。

転用の目的ですけれども、露天の資材置場として利用するというので、資材置場が959㎡、法面に199㎡をもって使用するというのでございます。転用の理由の欄ですけれども、当該地は交通の便が良く、また住宅地から山沿いの奥まった位置という立地条件から、資材置場として利用したい旨の要望が多いため、その要望に応えるということで、申請人のところには既に何件か、その露天資材置場の整備が行われれば借りたいという希望がきているようでございます。

備考といたしまして、当該農地は第3種農地に該当するため、農地転用については規制が緩い土地となっております。都市計画区域上で第二種中高層住居専用地域に指定されている土地ということになっております。

以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第1号1番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第1号1番、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、11月22日午後、申請人の代理人より聞き取り調査を実施いたしましたし、その後現地調査を行いましたので報告いたします。

登記地目は畑で、現況は草刈り整備された休耕畑になっております。

周辺の状況は、北側は申請人の自宅と後ほど第3号3番の農地法の適用外申請の現況雑種地の土地です。東側は三陸道ですし、右側は住宅地、西側は市道になっております。

代理人からは転用理由の内容でまだ相手は特定していないが、資材置場としての要望が多いので応えたいということでした。

周辺農地への影響は、宅地化が進んでおり、問題ないと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書7ページになります。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページをお開きください。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は計49.3㎡。権利区分は売買。

転用の目的ですけれども、一般個人住宅の擁壁を設置するためということになっております。

あわせて2番になりますけれども、番号2、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は14㎡。権利区分は売買。

転用の目的は、同じく一般個人住宅の擁壁を設置するためということになっております。こちらの土地につきまして、地図のほうをご覧いただければ3筆ございますけれども、連続した土地ということがお分かりいただけるかと思えます。従前の農地の形状がちょっと入り組んでおりましたので、今回譲り受ける土地のみを分筆した結果、このような形になったものでございます。

なお、譲渡人1番、2番は同一世帯でご夫婦ということになっております。

この申請に関しましては、土地は第3種農地ということで、農地の転用については規制

が緩いところになっております。

なお、この分筆した当該地につきましては、実際、既に宅地と段差がある畑、田の間の擁壁、擁壁というか、坂ですかね、ままになってまして、その部分につきましては、申請を経ずに行ってしまったということで追認案件となっております。それに関しましては始末書が提出されております。この部分につきましては、擁壁を新たに組みたいということでの今回申請になります。

以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第2号1番及び2番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 農業委員の及川です。議案第2号1、2番について調査報告いたします。

11月21日に譲渡人及び譲受人にお電話でお話しを伺ったうえで、翌22日に現地視察を行いました。

譲受人は4年前に現在の土地に住宅を建てています。その時、購入した土地は法上まででしたが、住むうえでは特に問題がなかったのですが、4年経って、その部分が崩れるようになってきてしまい、擁壁などの対策が必要になったとのこと。そこで、L型の擁壁を検討していたところ、それだと建物とギリギリになってしまうため、あと1、2mほど広げたほうが良いという助言をいただいたそうです。

そこで譲渡人に相談したところ、そういう事情であれば譲っても良いということで、今回の申請となりました。

周辺農地では特に作付けも行われておらず、影響はないと判断いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番及び2番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番及び2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番及び2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第6、議案第3号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書8ページになります。議案第3号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページになります。登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は93㎡。

非農地の事由ですけれども、隣接する2筆を含めて前所有者、願出人の父親の祖父の時代から住宅及び物置が建てられていた宅地として一体利用されていたが、東日本大震災で建物は全壊し更地となり、震災後は物置を設置し現在に至る。長年、一体化した宅地として利用されていたため、農地でないと考えていたということでもあります。

当該地は第3種農地に該当する土地ということになっております。

続きまして9ページになります。番号2、地図は4ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地。面積は540㎡。

非農地の事由ですけれども、東日本大震災により被災した住民のための仮設住宅駐車場として令和元年まで利用されてきたが、仮設住宅取り壊し後は盛土で砂利敷きにされ、特に利用されずに現在に至る。長年、砂利敷き駐車場として利用され、登記簿地目も農地でないと考えていたためということ、農地の適用外の証明の申請というふうになったところでございます。

続いて番号3、地図は戻って1ページ目になります。登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は475㎡。

非農地の事由ですけれども、昭和47年当時、願出人の亡父親が隣接する土地と当該地に跨って自宅を新築し、宅地として現在に至る。長年、一体化した宅地として利用され、登記簿地目も農地でないと考えていたためということ、今回の適用外証明となったところでございます。

この土地につきましては、地図でご覧いただきますと、二つの筆に別れておりますけれども、元々は一つで全て畑というかたちでございましたけれども、今回の適用外証明及び4条の1をそれぞれ提出するにあたりまして、庭と庭木があるところを境として分筆して届出が出てきたというかたちになっております。

以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第3号1番について、大船渡地区大船渡地域、佐藤幾子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員(佐藤幾子君) 推進委員の佐藤です。議案第3号の1番について、現地確認と聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

農地法の適用外であることの証明願ということで、11月26日午後3時頃、現地確認をい

たしました。

現地は整地された敷地に物置が建てられており、自動車も1台駐車しており、周囲は更地で農地として耕作されてもいませんし、それから非農地の事由ということで本人から確認をとったことで、震災以前から、そこが宅地として使われていたということで、周りには耕作する様子も見られず、そのまま進めていただきたいということです。

よろしくお願ひいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において願ひのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会において願ひのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号2番について、6番、鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○6番(鈴木力男君) 6番、農業委員の鈴木です。農地法の適用外であることの証明願ひについて、申請人より聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。

22日に現地確認を実施し、その後、代理人より聞き取り調査を実施いたしました。申請人は現在、住居を構えております。今後も当該地での耕作は考えていないとのことでした。東日本大震災により自宅後ろに仮設住宅が建設され、市役所の担当者より、駐車場が不足しているので、当該地を駐車場として利用させてほしいと申し出があり、令和元年度まで利用され、仮設住宅取り壊し後は砂利敷きされており、農地への復元は難しいと感じました。

近隣の農地への影響は当該地も近隣農地も耕作されておらず、きちんと草刈り管理がされており、影響はないものと思います。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号2番について、本委員会において願ひのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号3番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第3号3番につきまして11月22日午後、申請人の代理人より聞き取り調査を実施いたしましたし、その後、現地調査を行いましたので、報告をいたします。

地図の1ページをご覧ください。申請地は先ほどの議案第1号1番のとおりですので、省略をいたします。

登記地目は畑で、現況は宅地になっております。

周辺の状況は、北側は山林、東側は三陸道ですし、南側は休耕畑、西側は市道になっております。

代理人からは、願出人の亡くなった父親が自宅を新築し、長年、一体化した宅地として利用しており、農地に跨っていたとは考えていなかったとのことでした。

周辺農地への影響は、宅地化が進んでおり、問題ないと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号3番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定しました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして、第2回総会を閉会いたします。

午後2時36分閉会